贈与税の改正

一、贈与税の基礎控除が引き上げられました。

従来贈与税の基礎控除は年二十万円でしたが今回の改正で昭和三十九年一月一日以降の贈与については年四十万円になりました。

ただし同一人からする贈与については三年間累積して課税されます。

二、農地の生前贈与に納付の特例

こんどの租税特別措置法により農地の生前贈与について一定の条件に該当する場合に贈与税の納付の特例が認められることになりました。

この特例の大筋の意味は、

(1)その贈与税を納税を待ってもらえる。

(2)贈与者が死亡したとき、その農地を相続財産に含めて相続税を計算しますが贈与者の生存中は納税を待ってもらえる。

(3)贈与者が死亡したとき、その農地を相続税の課税価格に含めて相続税を計算しますが贈与者の生存中は納税を待ってもらえる。

この「贈与」の日とはその農地などの贈与について知事の許可があった日となります。

(2)贈与者

贈与をする人は、農業を引き続いて三年以上営んでいた人であることが要件です。

(3)贈与の対象となる物件

対象になる物は、「農地」「採草放牧地」及びこれらのうえに存する権利「地上権など」（以下農地等という）だけです。

建物、果樹、農機具、牛馬自動車、などの贈与についてはこの特例はありません。

さらに贈与の特例が認められるためには、

(1)農地はその全部

(2)採草放牧地は三分の二以上を両方一度に贈与することが必要です。農地の一部だけを生前贈与する場合や農地とともに採草放牧地とがあって、どちらか一方だけを贈与した場合は特例が認められません。

(3)贈与者は農業を引き続いて三年以上営んでいた人であること。

(4)贈与を受ける者

(イ)贈与を受ける人は推定相続人の一人で二十才以上の人であること。

(ロ)農業に三年以上従事しこれからも農業経営に従事する人であること。

以上の要件にあてはまるかぎり贈与を受ける人は、奥さんでも、こどもさんでも、かまいません。二人以上の人に贈与する場合はこの特例が受けられません。

(5)待ってもらえる贈与税の納税の時期

(イ)原則として農地を贈与した人が死亡してから六ケ月以内です。（正確にはその相続人が贈与者の死亡による相続開始を知った日の翌日から六ケ月を経過する日までです）

但し次の場合はその日から二ケ月以内に納税しなければなりません。

(ロ)贈与を受けた人がその農地の農業経営をやめたとき。

(ハ)その農地等の地積の二割以上を譲渡したとき。

(ニ)贈与を受けた人が贈与をした人の推定相続人でなくなったとき。（たとえば養子が離縁したときとか、民法上の相続権の失格や排除に該当したとき）

(ホ)贈与を受けた人が死亡したときは死亡後六ケ月以内にその相続人が納税しなければなりません。

(6)特例を受ける手続

(イ)農地等の贈与を受けた人が贈与税の申告書にこれらの特例を受けたい旨を記入して期限内（贈与のあった年の翌年の二月末日まで）に所轄税務署長に提出する（租税特別措置法第七十条の四）

(ロ)贈与税額に相当する担保を提供する。

(ハ)必要な計算明細書などの付属書類を申告書につける。

(7)納期限の延長を認められた人の其の後の届出書の提出

このように納期限の延長を認められた人は、その後三年ごとに引き続いてその特例の適用を受けたい旨の届け出書を税務署長に提出しなければなりません。

以上贈与税とくに農地贈与について説明しましたが、譲渡所得、山林所得の計算方法も変りましたので不明の点等は五の日は「税相談日」ですので御気軽に税務署資産税係まで御相談においでください。

税法の改正と減税

（税務課から）

昭和三十九年四月から税金が安くなりました

ことしの減税額は国税と地方税をあわせて千二百億円です。この結果国民所得に対する税金の負担割合は、二十二・二%になります。ことしの税法改正のうち関係が深そうなところを調べてみましょう。

所得税関係

請控除の引上げ

1 基礎控除

（イ）引上げ（去年より一万円の引上げ）

2 配偶者控除

（ロ）引上げ（去年より五千円の引上げ）

3 扶養控除

（ハ）引上げ（去年より一万二千五百円の引上げ）

所得税の引上げ

1 基礎控除

（イ）十一万七千五百円になりました。（去年より一万円の引上げ）

（ロ）十一万八千円になりました。（去年より五千円の引上げ）

（ハ）十一万二千五百円になりました。（去年より一万二千五百円の引上げ）

2 配偶者控除

（イ）十一万八千円になりました。（去年より一万円の引上げ）

（ロ）十一万六千円になりました。（去年より五千円の引上げ）

3 扶養控除

（イ）十三才と十四才は四万六千三百円（去年より一万二千五百五十円の引上げ）

（ロ）十三才未満は三万八千八百円（去年より五千五十円の引上げ）十五才以上はこれまでとおり五万円です。

4 専従者控除の控除限度

青色申告の場合

（イ）十四才以上は十四万三千八百円（去年より二万五十円の引上げ）

（ロ）十才未満は十一万三千八百円（去年より二万五十円の引上げ）

5 給与所得控除

（イ）限度額が十万五千円になりました。（去年より一万五千円の引上げ）

（ロ）サラリーマンの必要経費が認められていない代りに一給与所得控除」があります。その計算は給与額からまず一万七千五百万円を差引き残りの四十万円をこえ七十万円までは一〇%七十万円をこえ八十万円までは七、五%が差引かれます。また給与額が八十一万七千五百円をこえる人は一律に十三万五千円が控除されます。以上の控除額引き上げによって所得税がいくらまで無税かをみましょう。

ますサラリーマンは夫婦者が三十一万円夫婦と子ひとりは三十六万七千円夫婦と十三才未満の子二人は四十一万七千円夫婦と子二人は四十七万一千円となります。

次に商店や農家など事業所得者の場合は夫婦に十三才未満の子一人は白色で二十七万三千円これが青色申告で奥さんが専従者だと二十四万一千円まで無税です。

また夫婦と子二人の白色申告は三十六万一千円、これが青色申告で奥さんが専従者だと四十二万一千円まで無税です。

6 退職金の特別控除

退職金からは勤務年数一年あたり五万円が控除されることになりました。

7 寄付控除の限度引上げ

国や地方団体学校などに一定のところに寄付した寄付金のうち「所得の三%をこえ一〇%まの部分」の二割が所得税から差引かれます。これまでは寄付金のうち「所得の三%をこえ一〇%まで部分」の二割が税額から一万四千円が差引かれます。五度は今度は寄付をした場合これまでは千円が差引かれましたが今度は一万円が差引かれます。

8 生命保険料控除

控除限度額は三万四千円に引上げました。（イ）生命保険料控除の対象になる保険料はこれまでとおりの計算方法で全額控除されるが部分のうち千八百円引き上げられて一万八千八百円となりました。残りの三万一千二百円の部分は半額が控除されます。

地方税関係

町民税

「本文方式」に移行

来年度分から本文方式になります。つまり雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、基礎控除が所得税の控除額と基礎控除が所得税の控除額と差し引かれます。さらに税額から差し引かれます。老年者控除、寡婦控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、その他の専従者控除の専従者控除がなくなりました。

固定資産税

固定資産税については昭和三十九年度の課税にあっては新評価額を基準とし暫定的な方法がとられました。

最近の固定資産の評価替えの結果農地は、これまでの一、六～二倍から四倍、宅地は二倍信から四倍、山林は一倍から二倍信、宅地は二倍、建物と機械はほぼ二倍になりました。これまでとおりになりました。

この新評価額を基にして課税すると大幅な増税になりました。

色申告は三十六万一千円、和四十一年度までは次のとおりです。

なお評価は基準となる評価は課税されます。

農地の評価はこれまでとおりその他の土地は、昭和三十八年度分の二割増しとなります。

なお建物や機械はこれまでとおりです。

基礎控除の引上げ

新築住宅の基礎控除が百五十万円になりました。（へ五十万円の引上げ）

また新築用の土地を買ったときの基礎控除は「百五十万円」と新築住宅の床面積の二倍（最高二百平方メートル）約六十坪の土地の評価額とをくらべて多いほうが控除になります。

（これまでは六十万円）

たとえば坪五万円の土地を百坪買って二十坪の家を建てた場合土地四十坪分の二百万円が控除されます。

免税点の引上げ

取得価額が次の額までの場合は課税されません。

土地の場合五万円（へ四万円引上げ）

住宅は五万円の新築引上げ（へ五万円）

建物は新築以外の建物は八万円（三万円の引上げ）

東陽病院近代化へ第一歩

六ケ月間にわたった組合立東陽病院の新しい診療棟建設工事がおわり、医療機械の運び入れや事務室の移転が完了して、十一月から診療を開始しました。

二月に発足した組合立東陽病院（光、野栄、横芝の三町の経営）は、組合住民の健康を守るため、近代的な施設をととのえようと、診療棟の増築工事を急ピッチで行っていましたが、このほど完成、新鋭の医療機械十数点の運び入れも終りました。優秀な技術を持たれる先生方と、最新の医療機械で、町民の健康を保ってなお一層明るい町つくりが行われるでしょう。（左の図は診療棟の平面図）

組合立東陽病院新診療棟平面図

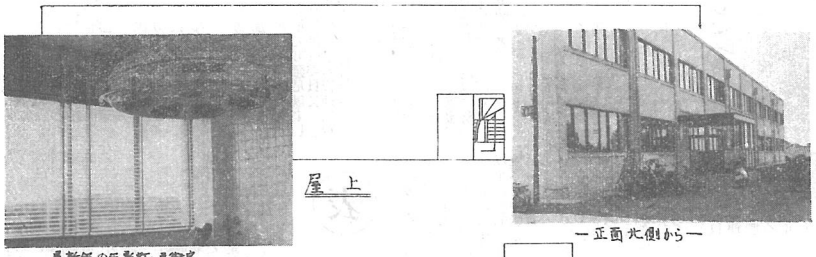

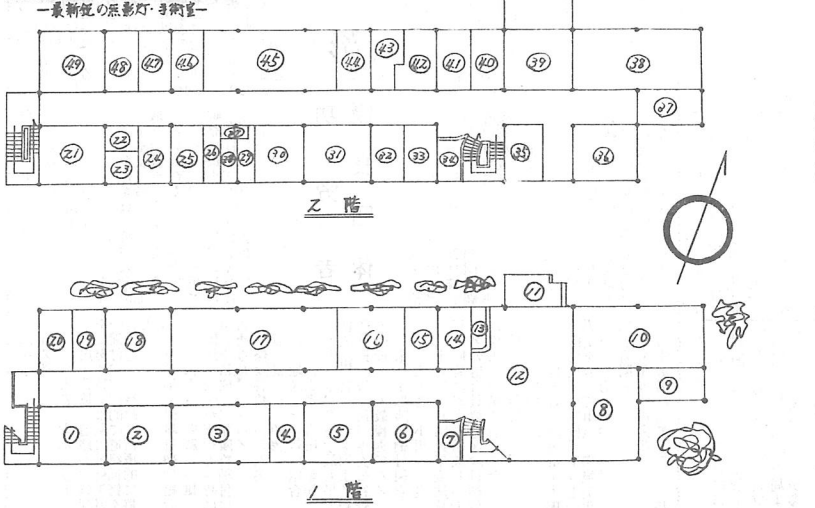

(1)玄関
(2)一般検査室
(3)婦人科
(4)物療科
(5)内科
(6)外科
(7)エレベーター
(8)事務室
(9)宿直室
(10)薬局
(11)待合ホール
(12)売店
(13)便所
(14)眼科
(15)レントゲン室
(16)病理検査室
(17)解剖室
(18)霊安室
(19)手術室
(20)準備室
(21)酸素ボンベ室
(22)洗浄室
(23)休け記録室
(24)更衣室
(25)便所
(26)浴室
(27)内視鏡室
(28)分べん室
(29)陣痛室
(30)心音室
(31)病歴室
(32)院長室
(33)副院長室
(34)会議室
(35)医局
(36)休養室
(37)医師宿直室
(38)便所
(39)浴室
(40)ギプス室
(41)サプライセンター
(42)機械室
(43)消毒室
(44)空調機械室

1階 804.53平方米
2階 786.53
塔屋 32.93
延面積 1,623.99